

様式第2号（第7条関係）

指令第 23 号 一般廃棄物収集運搬業許可証 住所 島根県出雲市白枝町927番地1 氏名 有限会社 金村商店 代表取締役 金村 英俊 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び 代表者氏名) 令和6年9月10日付け申請の一般廃棄物収集運搬業については、雲南市・飯 南町事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する規則第7条により、許 可する。 令和6年9月18日 雲南市・飯南町事務組合 管理者 石 飛 厚 志 	
許可の区分	一般廃棄物収集運搬業
許可期間	令和6年10月25日～令和8年10月24日
営業区域	雲南市・飯南町
その他必要な事項	裏面の許可条件を厳守のこと

令和6年9月18日付け指令第23号の一般廃棄物収集運搬業の許可にあたり、下記の事項を遵守すること。

記

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する規則、その他関係諸法を遵守し、誠実に一般廃棄物収集運搬業に専念すること。

特に次のことを遵守すること。

- ① 運搬にあたっては廃棄物が飛散しないよう対応を講ずること。
 - ② 許可業務を他人に委託しないこと。
 - ③ 営業区域外以外のごみの搬入は行わないこと。
 - ④ 雲南市のうち大東町、加茂町、木次町、三刀屋町から発生した一般廃棄物は、雲南エネルギーセンター又はリサイクルプラザへ搬入することとし、雲南市のうち吉田町、掛合町ならびに飯南町から発生した一般廃棄物は、いいしクリーンセンターへ搬入すること。
 - ⑤ 運搬にあたる廃棄物取扱自動車は、見えやすいところに許可（許可証の写し）の標示をすること。
2. 雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理計画に従い、適正な収集運搬を行うこと。
 3. 許可証は、事務所又は事業所に掲示すること。また、許可期限が終了したときは直ちに返却すること。